

松江市地域防災計画「風水害対策編」「震災対策編」 「各種災害対策編」「原子力災害対策編」修正の概要

1. 趣旨

国の防災基本計画、島根県地域防災計画の修正を反映、また、近年の地震災害、豪雨災害などの教訓を生かし、地域防災計画がより実効性の高いものになるよう、松江市地域防災計画を修正します。

2. 主な修正内容

(1) 食料及び飲料水の備蓄目標数量 【風水害対策編、震災対策編】

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、食料及び飲料水の備蓄目標数量に関連する記述を修正します。

修正前	修正後
2日（県・市で1日、市民が1日）	3日（県、市、市民がそれぞれ1日）

(2) 物資調達・輸送 【風水害対策編、震災対策編】

- 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に関連する記述を追記します。

(3) 防災業務関係者の放射線 【原子力災害対策編】

- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射性防護の指標を明確にしたうえで、関連する記述を追記します。

(4) その他 【共通事項】

- 松江市組織機構の再編に伴い担当課を修正します。
- 掲載資料の時点を修正します。